六三　技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件　三〇70　三六三

六四　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件　三〇70　三六二

六五　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を定める件　三〇70　三六一

六六　専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示　三〇70　三五四

六七　高等学校学習指導要領の一部を改正する件　三〇70　三五五

六八　高等学校学習指導要領の全部を改正する件　三〇72　二

○文部科学省、厚生労働省

一　社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する件　三〇70　三六六

二　公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設の一部を改正する件　三〇70　三六七

○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

一　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、平成二十九年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件　一四52四七

○文部科学省、経済産業省

一　電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則　三〇70　三六七

○厚生労働省

一　職業安定法施行規則第二十四条の六第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件　一三

二　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示　五45六

三　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示　五45八

四　診療報酬の算定方法の一部を改正する件　五45一九

五　基本診療料の施設基準等の一部を改正する件　五45二九

六　特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件　五45三九

七　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　五45二七〇

七　特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件　五45四五

八　訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件　五45四七

九　訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件　五45四七

〇　厚生労働大臣が定める指定訪問看護の一部を改正する件　五45四〇

一　入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件　五45四〇

二　健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　九六

三　消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する告示　一二三

四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　一三二

五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件　一三三

六　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示　一三51七

七　介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件　一三51八

八　食鳥肉販売業の振興指針の全部を改正する件　一五53三六

九　職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示の一部を改正する件　一九三

〇　児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度の一部を改正する件　一九55二五

一　厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件　一九55二三

二　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件　一九55二三

三　健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき平成三十年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件　二〇三